

北海道職員の退職管理に関する取扱要綱

第1 趣 旨

この要綱は、地方公務員法（以下「法」という。）及び北海道職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 団体への再就職

1 対象者

本項の対象者は、知事部局に勤務していた職員で、道を退職後、2に規定する団体に再就職（いわゆる再々就職を含む。）したものとする。

2 団体の範囲

この要綱の適用となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 基本財産、資本金等に占める道の出捐金又は出資金の割合が25%以上である団体
ただし、道から補助金等のない団体にあつては、50%以上である団体
- (2) 道の交付する補助金等の額が団体の歳出規模の50%以上である団体

3 在職期間の制限

対象者（特別職を除く。）の在職期間は、65歳に達する日の属する年度の末日まで（団体に65歳以下の年齢の在職期間の定めがある場合は、その定めによる。）を原則とする。

ただし、任期の定めがある役員に就任する場合における在職期間は、次のとおりとする。

- (1) 当該任期が66歳に達する日の属する年度内に満了するとき
当該任期満了の日まで
- (2) 当該任期が66歳に達する日の属する年度を超えた時点で満了するとき
66歳に達する日の属する年度の総会日まで

4 給与等の制限

- (1) 対象者の給料等は、当該対象者が団体において再就職する職責等を勘案して、当該団体が定めるものとする。この場合において、退職の日において北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の適用を受けていた対象者の給料等にあつては、当該対象者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後に道に勤務する場合に支給されることとなる給与額との均衡を考慮するものとする。
- (2) 諸手当は、原則として支給しない。ただし、通勤手当及び時間外勤務手当については支給することができる。
- (3) 退職手当及び功労金は支給しない。

4の2 人材紹介要請

(1) 要請の手続

退職した道職員（知事部局に勤務していた職員に限る。）の採用を希望する団体は、人事課長に対し、人材紹介要請書（別記第1号様式）により人材紹介要請を行うものとする。

(2) 適任者の人選等

- ア (1)の要請を受けた人事課長は、関係部等に対し、適任者の照会を行うものとする。
- イ アの照会を受けた関係部等は、人選を行い、適任と思われる職員（以下「特定職員」という。）に対し、当該団体への就職の意向を確認するものとする。
- ウ 関係部等は、特定職員が当該団体への就職を希望する場合は、就職希望調書（別記第2号様式）及び就職対象者報告書（別記第3号様式）を人事課長に提出するものとする。

(3) 団体への推薦

- ア (2)ウの就職対象者報告書の提出を受けた人事課長は、当該報告書に記載の特定職員を適任と認めた場合、当該団体に対し当該特定職員を推薦するとともに、当該部等にその旨を通知するものとする。
- イ 人事課長は、団体に対してアの推薦を行う場合は、特定職員が特定日以後に道に勤務する場合に支給されることとなる給与額について、当該団体に対して情報提供するものとする。
- ウ 特定職員及び当該団体は、アの推薦の後、採用及び就労に関する諸条件について協議するものとする。
- エ 団体は、特定職員の給与額等勤務条件を決定又は変更したときは、人事課長に就職状況調書（別記第4号様式）を提出するものとする。
- オ 人事課長は、団体に対して、特定職員の勤務条件等について必要な確認を行うことができるものとする。

(4) 情報提供

団体は、北海道職員の給与に関する条例の規定により職員が特定日以後に道に勤務する場合に支給されることとなる職位ごとの給与額などについて、人事課長に対し情報提供を依頼することができる。

5 複数団体を兼務する場合の取扱い

- (1) 道を退職し団体に再就職している者について、他の団体が当該人の兼務を要請しようとするときは、当該兼務を求める団体（以下「兼務先団体」という。）は総務部長に協議しなければならない。この場合において、総務部長は、当該人の本務に支障のない限りにおいて当該兼務を認めるものとする。
- (2) 兼務先団体での給料等は、当該団体における職務内容、責任の度合い、勤務日数等を勘案し適正な額とすること。また、前記4の(2)及び(3)については、兼務先団体にも適用されるものであること。

6 特別の事情

団体は、この要綱の定めにより難い特別の事情があるときは、総務部長と協議しなければならない。

当該協議に係る手続及び協議に対する取扱いについては、総務部長が別に定める。

第3 再就職状況の届出及び依頼等の規制

1 対象者

本項の対象者は、道の一般職の職員を退職後、道の特別職（知事を除く。2において同じ。）の職員となった者で、当該特別職を退任後に営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）に再就職したものであるものとする。

2 依頼等の規制

対象者は、その属していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の職員に対し、契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）に関し、当該特別職を退任後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 依頼等があった場合の措置

- (1) 前記2に掲げる要求又は依頼を受けた職員は、その旨を所属の長又は人事課長に届け出なければならない。この場合において、職員から届出を受けた所属の長は、当該届出があった旨及びその内容を人事課長に報告しなければならない。
- (2) 職員からの届出又は所属の長からの報告を受けた人事課長は、当該所属の長に対し、調査を行うよう求めることができる。
- (3) 調査の要求を受けた所属の長は、必要な調査を行い、その結果をとりまとめ、人事課長に報告しなければならない。
- (4) 人事課長は、上記による報告の内容を精査し、前記2に掲げる要求又は依頼に該当すると認めるときは、その旨及び調査結果を公表するものとする。
- (5) 前記各号のほか、措置の実施に必要な事項は総務部長が別に定める。

4 再就職状況の届出及び公表

- (1) 対象者は、営利企業等の地位に就いた場合には、その地位に就いた日の翌日から起算して1月以内に、北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）第24条第2項に定める事項を知事に届け出なければならない。
- (2) 知事は、前項の届出を受けた場合、その事項を取りまとめ、その結果を公表するものとする。
- (3) 第4の各号の規定は、前号の規定による公表について準用する。

第4 再就職状況の公表

1 条例第3条第2項に規定する再就職状況の公表は、次の項目について行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先の業務内容
- (7) 再就職先における地位

2 公表を行う時期は、毎年度の10月末日とする。

3 公表は、前記1の各項目を記載した資料を、総務部行政局文書課行政情報センターに備え置いて縦覧に供することによるほか、総務部長が適当と認める方法により行う。

4 前記各号のほか、公表に必要な事項は総務部長が別に定める。

第5 企業等からの人材紹介要請があった場合の取扱い

企業又は団体（第2の2に規定する団体を除く。）から人材紹介要請があった場合の手続き等については、総務部長が別に定める。

第6 その他

この要綱は、平成12年1月1日以降に退職する者から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月28日から施行する。
- 2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における要綱第5の3の規定の適用については、別記2-2の表中「6, 600」とあるのは「6, 501」と、「6, 300」とあるのは「6, 206」と、「5, 600」とあるのは「5, 568」と、「5, 400」とあるのは「5, 369」と、「5, 100」とあるのは「5, 071」と、「4, 700」とあるのは「4, 673」と、「4, 300」とあるのは「4, 275」と、「4, 100」とあるのは「4, 076」と、「3, 800」とあるのは「3, 778」と、「3, 600」とあるのは「3, 579」とする。

附 則

平成13年1月23日 一部改正

附 則

平成18年1月27日 一部改正

附 則

平成20年2月21日 一部改正

附 則

平成21年3月31日 一部改正

- 1 この要綱は、平成21年4月1日以降に再就職する者から適用する。
- 2 上記適用日以前に再就職した者については、改正前の要綱により取扱うものとする。

附 則

平成23年3月29日 一部改正

附 則

平成24年3月23日 一部改正

附 則

平成25年6月28日 一部改正

附 則

平成26年3月28日 一部改正

附 則

平成28年3月29日 一部改正

附 則

平成30年3月26日 一部改正

附 則

平成31年3月22日 一部改正

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

令和5年10月31日 一部改正

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(別記第1号様式)

人材紹介要請書

次のとおり、北海道を退職した職員を採用したいので、適任者の推薦を要請します。

なお、採用後は、地方公務員法などに基づく退職管理に関する諸規定を遵守させます。

記

- 1 団体の名称、事業内容等
- 2 就任を要請する職
- 3 採用予定年月日
- 4 予定年収
- 5 人材要請理由
- 6 その他（特記事項等）

年 月 日

北海道知事 様

(団体の代表者) 印

(別記第2号様式)

就職希望調書

私は、次の団体への再就職を希望します。

採用後は、地方公務員法などに基づく退職管理に関する諸規定を遵守します。

記

団体の名称

年 月 日

〇〇部長 様

所属・職
氏 名

(別記第3号様式)

就職対象者報告書

年 月 日付け人事第 号で照会のありました人材紹介要請について、次の職員を適任と認めますので、報告します。

記

- 1 対象者の所属、職名、氏名及び年齢
- 2 過去5年間の職歴（5年より前から課長級以上の職にあった場合は、その職歴を含む）
- 3 再就職する企業等名及び就任する職

年 月 日

総務部長 様

〇〇部長

(別記第4号様式)

就職状況調書

次のとおり、北海道を退職した職員の採用にあたり、勤務条件等を決定（変更）したのでお知らせします。

なお、採用後は、地方公務員法などに基づく退職管理に関する諸規定を遵守させます。

記

- 1 団体の名称、事業内容等
- 2 就任する職
- 3 業務の内容
- 4 採用（変更）年月日
- 5 給料等の額（年収）
- 6 5の額を支給する考え方等
- 7 その他（特記事項等）

年 月 日

北海道知事 様

(団体の代表者) 印

※ 勤務条件の変更の場合は、変更箇所を下線により明示すること。